

県営住宅等の家賃債務保証業者認定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大分県県営住宅等の設置及び管理に関する条例（平成9年大分県条例第27号。以下「条例」という。）第11条第1項第1号ロに規定する保証業者（以下「保証業者」という。）を認定するための基準等を定めるものとする。

(基準)

第2条 保証業者は、次の各号の要件を満たす者とする。

- 一 家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号。以下「登録規程」という。）第3条第1項の規定により、国土交通大臣の登録を受けて家賃債務保証業を営んでいること
- 二 次条に掲げる債務を保証範囲とすること
- 三 条例第2条第1号の県営住宅及び第2号の特定公共賃貸住宅（以下「県営住宅等」という。）の入居者との家賃の支払いに係る債務を保証することを当該入居者が保証業者に委託することを内容とする契約（以下「保証委託契約」という。）の開始日における月額家賃の12ヵ月相当額以上の額を保証限度額とすること
- 四 保証委託契約により生じる保証債務は、入居者が自ら県営住宅等を退去（無断退去を含む。）した場合、又は県が県営住宅等の入居者に対して訴訟または和解不履行による明渡しを求めた後に当該明渡しが完了した場合において、県からの請求に基づき一括して弁済すること
- 五 連帯保証人の設定を保証委託契約締結の要件としないこと

(債務保証の範囲)

第3条 保証委託契約による県営住宅等の入居者に係る債務の保証範囲は次の各号のとおりとする。

- 一 家賃 条例第14条又は第57条の規定に基づき決定された額（条例第15条又は第16条若しくは第58条の規定により家賃が変更された場合はその変更後の額）
- 二 駐車場使用料 条例第63条の規定により決定された額（同条の規定により駐車場使用料が変更された場合はその変更後の額）
- 三 損害金 県が条例の規定に基づき県営住宅等の明渡しを請求した場合に、当該請求に基づく契約解除日の翌日から明渡しが完了した日までに生じた損害金
- 四 原状回復費用 条例第21条の規定により入居者の負担となる費用（畳の表替え、ふすまの張替え、破損ガラスの取替え等の修繕費用及び入居者の責めに帰すべき事由によって生じた修繕費用）
- 五 残置物撤去費用等 保証対象物件の明渡しにより発生する残置物撤去、保管、処分に要する費用

(協定の締結)

第4条 保証業者は、この基準に従い大分県と県営住宅等に係る家賃等債務保証業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 この基準に定めのない事項については、大分県と保証業者が協議のうえ協定により定めるものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。